

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成31年 3 月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第7回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成31年3月12日（火曜日）

午前9時58分開議

午後0時16分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成31年度熊本県一般会計予算

議案第57号 平成31年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第58号 平成31年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第85号 熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例の制定について

議案第88号 熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

その他

①平成30年度農林水産常任委員会における取り組みの成果（案）について

出席委員（8人）

委員長 緒 方 勇 二
副委員長 松 村 秀 逸
委員 西 岡 勝 成
委員 吉 永 和 世
委員 淵 上 陽 一
委員 磯 田 毅
委員 西 山 宗 孝
委員 中 村 亮 彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部 長	福 島 誠 治
政策審議監	竹 内 信 義
生産経営局長	山 下 浩 次
農村振興局長	西 森 英 敏
森林局長	三 原 義 之
水産局長	木 村 武 志
農林水産政策課長	千 田 真 寿
団体支援課長	杉 山 正 三
流通アグリビジネス課長	井 上 克 浩
農業技術課長	酒瀬川 美 鈴
農産園芸課長	大 島 深
政策監	後 藤 雅 彦
首席審議員兼畜産課長	中 村 秀 朗
農地・担い手支援課長	下 田 安 幸
農村計画課長	渡 邊 泰 浩
農地整備課長	福 島 理 仁
むらづくり課長	久保田 修
技術管理課長	今 田 久仁生
森林整備課長	松 木 聡
林業振興課長	入 口 政 明
森林保全課長	古 賀 英 雄
水産振興課長	山 田 雅 章
漁港漁場整備課長	菰 田 武 志
農業研究センター所長	川 口 卓 也

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝
政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから

第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 おはようございます。

それでは、着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案等の概要を御説明します。

後議では、予算関係3件、条例等関係4件を提案しております。

まず初めに、平成31年度当初予算についてですが、一般会計695億円余、特別会計11億円余、総額707億円余を計上しており、4カ年戦略の総仕上げの年となることから、熊本地震からの復旧、復興の確実な推進とともに、競争力ある農林水産業の実現に積極的に取り組んでまいります。

その主な内容について、7つの柱に沿って御説明します。

まず、1つ目は、生産を支える基盤の復旧、復興です。

熊本地震で被災した農地や農業用施設等の復旧を推進し、平成31年の営農再開100%の実現を目指します。

また、排水機場を初めとする農業水利施設の更新や農地の大区画化、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積やハウスの耐候性強化等に取り組みます。

2つ目は、多様な担い手の確保、育成です。

農業においては、新規就業者の確保に向けて、新たに研修用ハウスや新規就業者への貸出ハウスの整備等の対策を講じるなど、啓発から定着まで切れ目のない就業支援体制の充実を図ります。

また、本年4月に新在留資格制度がスタートすることを踏まえ、農業外国人材の受け入れ、育成対策に取り組みます。

さらに、林業においては、くまもと林業大学校を4月に開校し、現場での即戦力となる人材や意欲と能力のある林業経営者を育成します。

加えて、水産業においては、市町と連携して、新規漁業就業者確保に向けた取り組みを推進します。

3つ目は、農業生産力の回復、競争力のさらなる強化です。

ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進体制を整備するとともに、高品質化、収量向上のための品種の育種、選定等を推進します。

また、圃場整備やハウス等の生産基盤強化、担い手への農地集積を推進します。

さらに、畜産分野では、牧野の復旧による放牧利用の拡大、家畜改良・疾病対策や、小規模な繁殖農家への支援等の取り組みを強化します。

4つ目は、サプライチェーンの強化と県産農林水産物等の認知度向上です。

くまもとの赤のプロモーションや、大都市圏の量販店等と連携した効果的なトップセールスを実施します。

また、6次産業化や企業参入の推進、新たな輸出展開、フードバレー構想や地産地消の推進などにより、国内外の流通、販売力を一層強化します。

さらに、本年のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権の県内開催を契機として、農林水産物のPR対策を強化するとともに、2020年東京オリ・パラ選手村への

食材提供に必要なGAP等の認証取得を推進します。

5つ目は、中山間地域における農のしごとづくりです。

モデル地域におけるビジョン作成支援に加え、収入の柱となる作物の導入、集落営農組織化による担い手の確保対策、農泊や農家レストラン、ジビエ利活用等の観光と連携した複合収入の確保対策等を推進します。

また、これらの取り組みと一体となった基盤整備と農地集積を引き続き推進し、持続可能な農業、農村の確立に向け施策を強化します。

6つ目は、森林の再生と県産材の需要拡大による森林経営の強化です。

地震の影響で崩壊した山地や治山施設の復旧を引き続き計画的に推進します。

また、水とみどりの森づくり税に加え、新たな財源として森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムの円滑な運用を通じ、森の担い手への森林集約化、多様で健全な森林づくり、森林資源の循環利用に向けた再造林など、公益的機能のさらなる発揮につながる対策を強化します。

さらに、公共建築物の木造化や、木材製品の輸出促進に向けた取り組みを推進します。

7つ目は、水産資源の回復と水産業経営の強化です。

有明海、八代海等の再生のため、覆砂等による干潟漁場の環境改善を行うとともに、八代海におけるエビ等の共同放流体制の整備など、漁業者等が行う資源管理の取り組みを推進します。

養殖業においては、ICTを活用した養殖システムの開発や、ヒトエグサ等の海藻増養殖技術の開発、実用化等を推進します。

また、浜の活力再生プランが実現できるよう、国事業と連携した機器整備等への支援を継続するとともに、ブリ、マダイ等の水産物の海外輸出など、収入向上の取り組みを強化

します。

次に、条例等関係では、熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例など4件の条例案件を提案しております。

以上が、今回提案しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成31年度当初予算総括表になります。

一番上の本年度予算額(A)欄の一番下になりますが、部長からも説明ありましたが、一般会計で695億8,800万円余、特別会計で11億1,800万円余、総額で707億600万円余となっております。

予算の詳細につきましては、主なものについて各課から説明いたしますが、説明に入る前に3ページをごらんください。

右側説明欄に記載のとおり、新規の事業や事柄について、新規のものについてはマル新と、予算の中で、TPP及び日・EU・EPA対策についてはTPP等と、また、平成31年度に本県で開催される国際スポーツ大会関連事業については国スポと記載しております。

また、37ページをごらんください。

説明欄のとおり、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、現時点で確認できるものについては強靱化と記載しております。

それでは、恐れ入りますが、戻りまして2ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係の予算でございます。

主なものについて説明いたします。

まず、一番上になります。

農業総務費のうち、職員給与費については、現在配置しております職員数により計上しております。

職員給与費につきましては、各課同様でございますので、以降、各課の分も含め個別の説明は省略させていただきます。

次に、下段の農政企画推進費ですが、3ページをお願いいたします。

説明欄の3、グローバル農業交流推進事業は、農業分野におけるバリ州を初めとした海外との技術交流等に要する経費になります。

4、マル新、県内開催国際スポーツ大会地域食材等PR事業は、新規事業で、県内で開催される国際スポーツ大会における、主に主会場のファンゾーンでの展開を中心とした県産農林水産物のPRに要する経費です。

下段の農業公園費は、農業公園の指定管理者への委託に要する経費等でございます。

4ページをお願いいたします。

林業総務費で、中段の説明欄の水とみどりの森づくり税PR事業は、同税の制度や成果等の周知啓発に要する経費でございます。

同税を充当するその他の各事業は、関係課から説明いたします。

農林水産政策課については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料5ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、5ページの一番下の段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備等のための資金と、2の営農負債を借りにかえるための資金に対する利子補給でございます。

6ページをお願いいたします。

上段は、ただいまの2つの資金について、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしております。

一番下の段の農業信用基金協会出資金は、農業者への融資が円滑に行われるための農業信用基金協会に対する出捐でございます。

7ページをお願いいたします。

上段の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借りかえ資金等に係る利子補給費助成でございます。

下段の認定農業者等育成資金助成費の主なものは、説明欄の2、県低利預託基金貸付金で、認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資を預託するものでございます。

8ページをお願いいたします。

経営対策資金助成費は、説明欄の1から3までと5につきましては、以前に災害等対策として創設した資金に係る利子補給費助成等を行うものでございます。

また、4の平成28年熊本地震被害対策資金は、被災農業者等が今後の経営に支障を来さないよう、平成31年度も引き続き金融支援策を実施するものでございます。

9ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金の平成30年度償還分のうち、国庫補助金見合い分を返納するものでございます。

下から2段目の農業共済団体指導費につきましては、次の10ページをお願いいたします。

1段目の説明欄2、収入保険制度導入対策事業は、収入保険制度に係る普及啓発のための経費をお願いしております。

また、2段目の農業共済制度等普及推進費は、説明欄に記載のとおり、農業共済加入促進事業として、引き続き、農業共済加入率の向上のために掛金補助を市町村と連携して行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

下段の林業金融対策費の内容は、説明欄のとおり、林業振興資金貸付金で、林業関係団体等の運転資金として金融機関に貸付原資を預託するものでございます。

説明欄のとおり、(1)から次の12ページの(6)まで、森林組合、椎茸農協や樹芸農協等に対しまして、多様な資金需要に対応できるようメニューを設けております。

12ページの一番下の段、水産業協同組合指導費のうち、次の13ページ、説明欄の3、赤潮特約掛金補助と、5、養殖業等セーフティネット支援事業は、漁業共済の加入促進のために共済掛金の一部を助成するものでございます。

下段の漁業近代化資金融通対策費は、漁船リースなど漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給を行うものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

上段は、その償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしております。

下段の金融対策費のうち、説明欄の漁業振興貸付金は、県海水養殖漁協と県漁連に対しまして事業運営に必要な資金を融資するために、金融機関へ貸付原資を預託するものでございます。

15ページをお願いいたします。

説明欄の3は、漁業者の経営改善のための借りかえ資金に係る利子補給、説明欄の4は、資源管理計画、漁場改善計画及び浜の活力再生に取り組む漁業者が設備投資を行うために借り入れる資金に対して利子助成を行うものでございます。

2段目は、ただいまの説明欄の3と4の利子補給等につきまして、償還期間に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金

は、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するために貸し付ける無利子の資金でございます。

また、その下の国庫支出金返納金は、林業改善資金貸付原資の減額に係る返納金でございます。

一番下の段の木材産業等高度化推進資金貸付金は、林業関係団体等が経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するため、貸付原資を金融機関に預託するものでございます。

また、次の18ページをお願いいたします。

1段目、説明欄2の農林漁業信用基金借入金償還元金は、木材産業等高度化推進資金の貸付原資の2分の1を農林漁業信用基金から県が借り入れておりますので、借入期間満了により返済するものでございます。

同じく、18ページの下から2段目の一般会計繰出金の主なものは、説明欄の2で、林業改善資金貸付原資の減額に係る一般会計への繰出金でございます。

19ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

予算説明資料20ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

4段目、農産物流通総合対策費についてですが、説明欄をお願いいたします。

1のフードバレー構想推進事業は、県南地域の活性化に向けたフードバレー構想の推進に要する経費であり、フードバレー推進協議会活動を通じて、展示会、商談会などによる

販路拡大、協議会会員の商品開発の支援などを行います。

2の異業種連携！6次産業化人材育成事業は、6次産業化の取り組みの加速化に加え、生産者、加工業者、流通販売関係者などが一堂に会し、異業種間で連携を図りながら、一緒に商品開発を行うセミナーを開催いたします。

3の地域未来モデル事業（農林水産分野）は、主に地方創生の推進に寄与する企業の加工機械やその附帯機器など、設備投資に対する助成を行うものです。

予算説明資料21ページをお願いいたします。

説明欄をお願いいたします。

5の6次産業化商品魅力発信事業は、6次産業化商品の魅力向上及び都市圏に向けた情報発信に要する経費です。次年度、全国から発酵食品の関係者を招き、全国発酵食品サミットを実施いたします。

7の農産物等セールス拡大加速化事業は、都市圏での知事トップセールスによる県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大に要する経費です。あわせて、国際スポーツ大会推進部とも連携し、女子ハンドボール世界選手権大会のPRも行います。

予算説明資料22ページ目をお願いいたします。

説明欄の最上段をお願いいたします。

9のくまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業は、学校給食における県産食材の利用促進に要する経費で、地場産品の供給のモデルづくり、モデル献立の作成、配付などを行います。

最下段、ブランド確立・販路対策費についてですが、説明欄をお願いいたします。

1の次代の輸出拡大チャレンジ事業です。新規事業です。

県産農林水産物の輸出拡大に向けた動植物検疫や使用農薬による輸入制限など、各国へ

の輸出条件の調査を実施いたします。また、県内の輸出推進体制の検討も行います。

予算説明資料23ページをお願いいたします。

説明欄の最上段をお願いいたします。

3の海外輸出拡大プロモーション事業は、香港、シンガポール、台湾などの現地消費者の嗜好、ニーズに沿った輸出展開や、香港などでの知事のトップセールス、マカオやマレーシアなど新たな事業拡大のためのプロモーションに要する経費です。

予算説明資料24ページをお願いいたします。

説明欄の最上段をお願いいたします。

9の地産地消でおもてなし事業です。新規事業です。

国際スポーツ大会における選手等のウェルカムパーティーでの県産農林水産物を使って熊本テーブルを設置して装飾展示を行い、あわせて試食会を開催するために必要な経費です。

流通アグリビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

予算説明資料の25ページをお願いいたします。

主な予算と事業を説明させていただきます。

まず、一番下の段の農業改良普及管理運営費でございます。

説明欄の1の協同農業普及事業でございますが、普及職員の現地での活動費や調査研究費、そして県下11地域の農業普及・振興課の管理運営等に要する経費でございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

上段の農業改良普及推進費でございます。

説明欄の1の新規事業、スマート農業普及

推進事業でございますが、これは、スマート農業を推進するための体制整備及び農業情報拠点サイトの開設に要する経費でございます。

具体的には、農業機械等導入後の費用対効果を把握するため、各地域の普及職員がドローンや搾乳ロボットなどを導入されている農業者の労働時間や収支を調査し、経営指標を作成いたします。また、最新機械の展示やフォーラムを開催し、機運の醸成を図ってまいります。さらに、この経営指標や栽培技術、試験研究の成果などの情報を幅広く提供できる農業情報拠点サイトを開設し、情報提供を行います。

2の新規事業、次世代につなぐ営農体系の確立支援事業は、スマート農業技術の導入を検討する地域協議会に対する助成でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

中ほどにあります農業気象対策事業費でございます。

説明欄にありますとおり、阿蘇火山等活動の降灰対策として、土壌酸性化を矯正する資材購入の助成や降灰量の測定、分析に要する経費でございます。

28ページをお願いいたします。

上段の土壌保全対策事業費でございます。

説明欄の1の農業生産工程管理(GAP)導入促進事業でございますが、県版GAP及び国際水準GAPの取り組み拡大や認証取得の支援、また、東京オリパラなどの国際大会へGAP認証農産物を供給するための販売促進活動等に要する経費でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業でございますが、これは、地下水と土を育む農業を推進するための県民運動の展開やグリーン農業の推進などに要する経費でございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。

下段の農業研究センター費の管理運営費でございます。

これは、29ページから31ページにかけまして、説明欄の職員給与費に加えまして、農業研究センターの本部及び各研究所の管理運営や維持補修等に要する経費などでございます。

31ページをお願いいたします。

下段の企画経営情報費でございます。

次のページの32ページの説明欄でございますが、4、次世代農業ローカルイノベーション創出事業(過年度分)でございますが、平成29年度の国の経済対策としまして、29年度2月補正で予算化をお願いいたしまして、30年度へ繰り越して事業を実施しているものでございますが、資材や人材不足等による入札不調などで、今年度内の工事契約締結ができないことも想定し、平成31年度当初予算としても計上をお願いしているものでございます。

なお、本事業につきましては、設計見直しや再入札を行うなどの取り組みを行った結果、年度内での契約締結のめどが立っております。

次に、33ページをお願いいたします。

3段目の試験研究費でございますが、これは、説明欄にありますとおり、作物、野菜、花卉、茶、果樹などの耕種部門の栽培技術の研究に要する経費でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

3段目の試験研究費でございますが、こちらは、右側の説明欄にありますとおり、畜産部門における家畜の飼養管理や草地管理等の試験研究費でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

資料の36ページをお願いいたします。

4段目の新しい農業の担い手育成費につき

ましては、右の説明欄2の農業外国人材受入体制整備事業は、この4月から施行されます新在留資格に対応した制度の周知、推進を図るとともに、今回新たにパイロット地区を設定して、受け入れ環境の整備を支援するメニューを追加しております。

37ページをお願いいたします。

3段目の農業気象対策事業費につきましては、右の説明欄1の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、国の国土強靱化対策の一つとして、農業用ハウスの補強などを支援する事業でございます。

38ページをお願いいたします。

米麦等品質改善対策事業費につきましては、右の説明欄2の主要農作物種子生産改善対策事業は、優良種子を確保するとともに、安定供給する体制をこれまでと同様に堅持するため、わずかではありますが、前年より予算を増額して取り組みを進めてまいります。

39ページをお願いいたします。

2段目の畑作振興対策費につきましては、右の説明欄の地域特産物産地づくり支援対策事業は、お茶の高品質化につながる被覆資材や共同利用機械の導入などを支援する事業です。

3段目のい業振興対策費につきましては、右の説明欄2のいぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業は、イグサハーベスタなどの省力化機械施設の導入支援を行う事業でございます。

40ページをお願いいたします。

野菜振興対策費につきましては、右の説明欄1の攻めの園芸生産対策事業は、野菜、果樹、花卉の生産力の維持増大、気象災害に負けない産地づくりに必要な施設、機械の導入を支援する事業でございます。

41ページをお願いいたします。

最下段の債務負担行為の設定につきましては、野菜の価格安定対策資金の支払い保証に

必要な限度額を設定するものでございます。

42ページをお願いいたします。

1段目の花き振興対策費につきましては、右の説明欄1のくまもとの花生産流通推進事業は、花の周年生産・供給体制づくりや生花プロジェクトに取り組む事業です。今回新たに国際スポーツ大会での生花活用を支援するメニューを追加しております。

2段目の果樹振興対策費につきましては、右の説明欄2の果樹競争力強化推進事業は、高品質生産技術の導入に向けた実践活動を支援する事業でございます。

43ページをお願いいたします。

1段目の生産総合事業費につきましては、右の説明欄2の産地パワーアップ事業は、国のTPP等対策の一つであり、産地の生産体制強化に向けた施設整備などに対して助成を行う事業でございます。

2段目の水田営農活性化対策費につきましては、次のページで説明しますので、44ページをお願いいたします。

右の説明欄5のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、米などの低コスト生産に必要な機械導入を支援する事業です。今回、中山間地域などのニーズに応じて作業時期の異なる複数の産地で共同利用する機械導入を支援するメニューを追加しております。

説明欄6の中山間地域等JA参入営農モデル事業は、中山間地域においてJAが営農を開始する際に支援を行う事業でございます。参入後のモデルJAの経営安定と複合部門への新展開を支援する、いわゆるフォローアップ事業を新たにメニューに追加して取り組みを進めてまいります。

農産園芸課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

資料の45ページをお願いいたします。

まず、下段から2段目の畜産総合対策事業

費において、前年対比で大幅な減となっております。これは、畜産クラスター事業において、平成29年度経済対策分については、平成30年度当初予算に計上した一方、平成30年度の2次補正分については、さきの2月補正に計上したことによる減でございます。

最下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄の1の家畜改良増殖総合対策事業は、各地域において肉用牛、繁殖雌牛の改良に取り組む地域組織への助成や、優良な雌牛を地域内に保留する取り組みを支援するものでございます。

46ページをお願いいたします。

説明欄の4の放牧活用型草原等再生事業は、阿蘇の草原再生や中山間地域の耕作放棄地の解消を図るため、放牧に必要な牧柵、給水施設等の条件整備や家畜導入を行う農業団体に助成するものでございます。

あわせて、新規事業として、説明欄の5の阿蘇草原復興支援事業を計上しております。

これは、震災後、国事業を活用して牧野の復旧を進めてまいりましたが、牧野奥地の復旧が一部残っておりますので、牧道整備等に対して助成するもので、熊本地震復興基金を一部活用しております。

47ページをお願いいたします。

説明欄の6の阿蘇草原スマート農業実証事業は、畜産分野におけるスマート農業技術実証に取り組むため、新たに計上しております。

これは、放牧牛及び草地の管理の省力化に向けたICT技術導入の実証に要する経費でございます。具体的には、遠隔地から放牧地の牛の健康状態をスマートフォンで確認するシステムや、阿蘇草原の傾斜地の草刈り作業を無人機械により行う実証を計画しております。

説明欄の7の畜産経営バックアップ事業

は、肉用牛生産基盤を支える小規模、高齢な畜産農家が、病気や事故により毎日の飼養管理ができず、やむなく牛を手放すケースも発生しております。今回新たにこういった小規模、高齢畜産農家を支援するため、ヘルパー組織の設立、運営に要する経費に対する助成を計上しております。

次に、下段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄の1の家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用牛、肉豚、鶏卵の市場価格変動による農家の損失補填するための基金を造成するものでございます。

説明欄の3の畜産総合対策事業は、畜産経営技術の高度化を図るための指導、助言や、畜産農家の経営を補完する共同利用施設等の施設整備を支援するものでございます。

48ページをお願いいたします。

循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄の1、2、3、4の事業は、畜産環境保全の指導、堆肥の広域流通等に対する経費及び飼料用米等の自給飼料増産のための体制整備に対する助成でございます。

49ページをお願いいたします。

上段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄の1、2、3の事業は、畜産物のブランド化や消費拡大に要する経費、東京オリンピック・パラリンピックの食材供給に向けた畜産GAPの認証取得を推進する経費及び輸出拡大や海外への銘柄保護の取り組みを助成するものでございます。

また、今回、国際スポーツ大会おもてなしとして、ファンゾーンでのあか牛の試食販売や県産畜産物のPRに係る経費を増額しております。

50ページをお願いいたします。

上段の家畜保健衛生所整備費でございます。

平成31年度は、阿蘇家畜保健衛生所の調査、施工工事及び城南家畜保健衛生所の設計を計上しております。

また、城南家畜保健衛生所施工工事及び阿蘇家畜保健衛生所の解体工事等が平成32年度までかかるため、債務負担行為の設定もお願いしております。

最下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄の1、次の51ページの説明欄の2、3、4、5、次の52ページの説明欄6、7につきましては、県内5つの家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や、家畜伝染病発生予防、発生時の防疫資材の備蓄に要する経費を計上しております。

この中の51ページの説明欄の4の熊本型E B L清浄化対策事業を新たに予算計上しております。これは、牛白血病の清浄化に向けたデータ収集及び検体の分析に取り組む経費でございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料の53ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、農業総務費の中の農村地域農政総合推進事業費でございますが、右側の説明欄をお願いいたします。1から4まで、いずれも担い手育成に関する事業でございます。

この中で、説明欄中ほどの3、くまもと農業経営相談所総合支援事業につきましては、昨年5月に開所しましたくまもと農業経営相談所において、農業者からの相談に対してワンストップで対応をサポートするための活動への助成でございます。現時点までに80の経営体を対象に対応しております。来年度も引き続き実施をしてまいります。

続きまして、次の54ページをお願いいたし

ます。

説明欄7の農地集積加速化事業と8の農地中間管理機構事業につきましては、担い手への農地集積を促進するための事業でございます。

31年度におきましては、一般の農地集積促進地区20地区に加え、樹園地地区として新たに4地区を設けて、中山間地果樹園での集積の取り組みを強化してまいります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

説明欄9の農地流動化推進事業につきましては、農地の売買事業を行います県農業公社等に対しての活動を助成するものでございます。

下段の債務負担行為の設定につきましては、この農業公社が行う農地売買等支援事業のために借り入れた資金に対する損失補償としまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、56ページの上段をお願いいたします。

上段の債務負担行為の設定は、農地中間管理機構が借り入れた農地の条件整備資金等に関する損失補償としまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、2段目の農業委員会等振興助成費につきましては、市町村農業委員会及び県農業会議が行います農地事務、農地集積や耕作放棄地解消等、農地利用最適化等の取り組みに対する助成でございます。

次に、最下段の説明欄、農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者に対します従前の青年就農給付金に係る支援でございます。

平成31年度は、前年の実績を上回る994人分の予算化をお願いして、さらなる新規就農者の確保に活用していきたいと考えております。

次に、57ページをお願いいたします。

新しい農業の担い手育成費に関するものでございます。

説明欄2の熊本型新規就農総合支援事業につきましては、親元就農や新規参入希望者を対象に、相談から定着までトータルで支援する仕組みの構築に要する経費に加えまして、31年度は、新規就農希望者に全国の中で熊本県を就農先として選んでもらい、新規就農者の増加につながるような新たな支援策を設けることとしております。

具体的には、県独自に認定研修機関における技術研修のためのハウス施設整備、営農開始時の初期投資を軽減するための中古を活用した貸出ハウスの整備等に対する助成を実施し、啓発から定着まで切れ目のない就農支援体制の充実を図ってまいります。

続きまして、3の熊本とつながる農業外国人材育成事業につきましては、先ほど農産園芸課から説明がありました農業外国人材受入体制整備事業での働く場の提供に加え、本事業で学びの場を提供したいと考えております。外国人材を本県農業発展のパートナーとして捉え、雇い手農業者と農業外国人材、両者がウイン・ウインとなる関係の構築に向け、熊本ならではの外国人材育成を図ることとしております。現在、農業大学校に建設中の研修交流館を活用しまして、熊本で働く農業外国人材を対象とした農業の技術と知識向上のためのスキルアップ講座を開催してまいります。

次に、58ページの上段、農業構造改善事業費をお願いいたします。

説明欄1の担い手づくり支援交付金事業につきましては、平成30年度までの経営体育成支援事業の組みかえ事業でございます。国の事業名称変更に伴いまして、県の事業名称も変更しておりますが、内容としましては、引き続き、担い手農業者の発展状況に応じて、必要な農業用機械、施設の導入に対して助成を行ってまいります。

次に、2の被災農業者向け農舎等復旧支援事業についてでございます。

熊本地震で被災しましたハウス、畜舎、農機具、施設等につきましては、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業により、平成28年度から30年度までに約1万件の整備を進めてまいりまして、そのほとんどはこの3月までに完了する見込みとなっております。

ただ、その中で、地震の被害が甚大でありました西原村、益城町においては、町村が実施します農舎等を建設する予定の敷地に係る宅地復旧公共工事の完了が3月以降となり、年度内に農舎等の整備ができない案件が生じております。

このため、今回、町村が実施する宅地復旧工事後に施工する18件の農舎等の再建整備に対する助成を、国の支援も求めながら、関係町村と協調して実施するための事業の予算化をお願いしているものでございます。

次に、58ページの下段から61ページにかかましては、農業大学校に関する予算でございます。

この中で、次の59ページをお願いいたします。

説明欄5の研修部運営費でございます。この予算の中で、新たに平成28年度の国の地方創生拠点整備交付金を活用して、現在整備建設中の研修交流施設の保守点検等、運営に要する経費についてお願いしているものでございます。この施設では、先ほど申し上げました外国人材の学びの場あるいは若手農業者の研修の場等、幅広い人材育成に活用したいと考えております。

続きまして、60ページをお願いいたします。

説明欄10のスマート農業実践による就農促進事業でございます。

これは、農業大学校におけるスマート農業の取り組みの一つとしまして、県内農業高校と連携しまして、花卉部門でのIoT技術を

活用した栽培データ収集システムを構築するとともに、技術向上につなげ、ひいては農業大学校への進学希望あるいは就農者の増加にもつなげていきたいと考えております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

説明欄11の農業大学校新技術導入施設整備事業(過年度分)につきましては、畜産関係での生産性向上新技術を学べる施設の整備を行うものでございます。平成29年度の国の地方創生拠点整備交付金を活用して予算化し、30年度に繰り越して事業を実施しているものでございますが、入札の不調等で今年度内の契約締結ができないことも想定されることから、再度、平成31年度当初予算としても計上をお願いしているものでございます。

なお、2月初めの時点で3つの工事が残っておりましたが、2つの工事は再入札で落札し、残り1つの工事も年度内に契約を完了できるよう、現在入札の手続を行っております。年度内での契約締結に向けまして、最大限の努力をしてみたいと思います。

農地・担い手支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡邊農村計画課長 農村計画課でございます。

主なものについて御説明申し上げます。

資料63ページ、下から2段目でございます。

国営土地改良事業直轄負担金でございます。

右の説明欄にございますとおり、川辺川地区ほか3地区の土地改良事業に係ります直轄負担金でございます。

同じページの下段、土地改良事業等指導監督費でございます。

説明欄の1にありますとおり、新規事業、土地改良施設資産評価情報整理事業、これは、今年度の土地改良法の改正に基づきまし

て、複式簿記の導入に必要な土地改良施設の資産評価の算定に係る事業でございます。

64ページをお願いいたします。

下段の土地改良施設維持管理事業費でございます。

説明欄1にありますとおり、土地改良施設突発事故復旧事業、ポンプの停止等、土地改良施設の突発事故時における緊急対応に要する経費を計上させていただいております。

そのほか、土地改良施設の維持管理等に係る経費を、次ページ、65ページにまたがりまして記載させていただいているところでございます。

次の66ページをお願いいたします。

上段の農業農村整備調査計画費でございます。これは、県営農業農村整備事業の実施に当たりまして基礎調査等を行う事業でございます。

上から3段目でございます。

県営土地改良調査計画費でございます。これは、事業の新規予定地区の事業の調査計画に要する経費でございまして、国から補助を受けて実施するものでございます。

次ページ、67ページをお願いいたします。

上から3段目、団体営農業農村整備事業費でございます。これは、市町村等が実施いたします農地や農業用施設の整備に関する事業でございます。

同じページの最下段、海岸保全直轄事業負担金でございます。これは、右の説明欄にございますとおり、直轄海岸保全施設整備事業を実施中の玉名横島地区に係ります事業負担金でございます。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

68ページをお願いします。

主なものについて御説明いたします。

5段目の土地改良費でございますが、69ページをお開きください。

3段目の農業生産基盤整備事業費ですが、これは、農業生産基盤を整備することによりまして、高収益作物の導入拡大や高品質、低コストの農産物の生産振興、農業経営の安定向上を図るための事業です。これは、昨年度まで、県営かんがい排水事業費、農道整備事業費、県営畑地帯総合整備事業費、県営経営体育成基盤整備事業費、農業経営高度化支援事業費として別々に計上しておりました予算を今年度から統合いたしまして、新たに農業生産基盤整備事業費として計上しているものです。説明欄には、(1)から(5)までの旧事業ごとに記載しておりますが、全部合わせまして、松の木堰地区ほか58カ所で整備を行うものです。

70ページをお願いいたします。

当事業では、6地区の債務負担行為の設定をいたします。

右側の説明欄をごらんください。

第一海路口地区、1つ飛ばしまして、古閑浜地区、昭和地区、大口西部地区につきましては排水機場の整備でございます。2番目の松の木堰地区と、71ページになりますけれども、氷川下流地区におきましては頭首工の整備や改修を行うものです。

次に、農地防災事業費ですが、72ページをお願いします。

これは、農地農業用施設等への災害の発生を防止するための事業でございまして、(1)から(3)まで合わせまして、豊川南部地区ほか31カ所で計上しております。

当事業におきましても、4地区で債務負担行為の設定をいたします。

右側の説明欄をごらんください。

碓江地区、金剛地区、73ページをお開きいただきまして、亀松地区、豊川中央地区で、全て排水機場の整備を行うものでございます。

次に、3段目の農地災害復旧費です。

下から2段目の団体営農地等災害復旧費につきましては、地震及び豪雨等で被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村等に対しまして助成を行う事業でございます。

最下段の県営農地等災害復旧費は、地震及び豪雨等で被災した農地や農業用施設の復旧等を県が行う事業でございます。

74ページをお願いします。

本事業におきましても、1地区で債務負担行為の設定をいたします。

右側の説明欄をごらんください。

大切畑地区におけるダムの災害復旧工事を行うものでございます。

農地整備課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

資料75ページをお願いいたします。

3段目、農政諸費でございます。

説明欄の1、世界農業遺産推進事業でございます。これは、阿蘇地域の認定効果を発揮させるため、取り組みを支援する経費でございます。

説明欄の2でございます。

阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト推進事業、これは、阿蘇地域の草原再生と農業、畜産業の振興を推進するための野草堆肥を供給するためのシステム構築に要する経費でございます。

あけていただきまして、76ページをお願いいたします。

上段、山村振興対策事業費でございます。

説明欄の1でございます。

中山間地域等直接支払事業、これは、生産条件の厳しい中山間地域におきまして、農業生産活動等を行う農業者等に対しまして直接支払う交付金でございます。

同じく、説明欄の2でございます。

くまもと里モンプロジェクト推進事業、美しい景観や文化、コミュニティーの維持、創出等により、農山漁村の活性化を目指す住民団体の基礎的な地域活動を支援する経費でございます。

77ページでございます。

2段目、農作物対策推進事業費でございます。

説明欄1の地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業、鳥獣被害防止のための施設の整備や活動に対します助成、人材育成、普及啓発に要する経費でございます。

説明欄の2、くまもとジビエ活用支援事業でございます。捕獲をいたしました鹿、イノシシ等の肉を貴重な地域資源として有効活用するためのICTシステムの導入等に要する経費でございます。

78ページをお願いいたします。

最下段、県営中山間地域総合整備事業費でございます。

説明欄1のとおり、同じ事業でございますけれども、地理的条件の非常に厳しい中山間地域におきまして、傾斜の急な水田の整備、あるいは狭い集落内の道路の整備といったものの、農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備をする経費でございます。

79ページにかけてでございます。

説明欄の2、中山間地域基盤整備加速化事業でございます。

これは、中山間地域の基盤整備を実施します地区におきまして、農地集積等の度合いに応じて促進費を交付する支援がこれまでの支援でございます。今回、これに加えて、新たに整備工事を実施します地区の早期完了に向けまして、一部非公共予算を投入をして、中山間地域の振興の加速化を図り支援をする、それを拡充したところでございます。いずれも事業に伴います農家負担の軽減を図るための助成でございます。

説明欄の3、中山間農業モデル地区支援事

業、中山間地域のうち、特に生産条件が厳しい地区において、農業ビジョン策定に対する支援並びに本ビジョンに基づきます基盤整備、農業機械等の施設整備に要する費用、経費でございます。

2段目、中山間ふるさと・水と土保全対策事業費でございます。

説明欄にございます中山間地域サポート推進事業、中山間地域の農地等が有します多面的機能の発揮につながる啓発活動、あるいは農福連携、農観連携等、他分野との連携を支援する経費でございます。

3段目、農地・水・環境保全向上対策事業費でございます。

説明欄にございます多面的機能支払事業でございます。これは、農業や農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るために、農家や住民が共同で行います草刈り、水路の泥上げ、農道の補修等、農地の保全活動に対する助成でございます。

むらづくり課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○今田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料80ページをお願いします。

3段目の地籍調査費でございます。県内17市町村が行います地籍の明確化を図るための地籍調査事業に要する経費でございます。

5段目の農業土木行政情報システム費でございます。

説明欄の1の電子入札・工事進行管理システム開発事業は、電子入札、工事進行管理などの運営経費の農業土木負担分でございます。

説明欄2、農地情報図(GIS)負担金ですけれども、農地情報図を、県、それから市町村、農業関係機関で共同利用するために要する経費に係る負担金でございます。

81ページをお願いいたします。

3段目の林政諸費でございます。電子入札、工事進行管理などの運営経費の林務水産負担分でございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

新たな取り組みなど、主なものにつきまして御説明いたします。

資料の82ページをお願いいたします。

3段目の林政諸費、説明欄の1と2の事業に関してでございますが、いずれも来年度、平成31年度から開始される新たな森林管理システム、この運営を支援するための事業となっております。

説明欄1の新たな森林管理システム活動支援事業は、市町村の業務運営に対しまして、指導、助言等の支援を行う体制を整備するものでございます。

また、説明欄2の熊本県森林情報共有システム構築事業では、市町村が行う事務を効率的に進めるため、県や市町村が保有する森林資源情報や森林所有者情報などを一元的に管理する森林クラウドを構築することとしております。さらには、市町村が行う間伐等の事業発注に係る積算システムの開発に要する経費を盛り込んだ事業でございます。

なお、これら2つは、県にも配分がされます森林環境譲与税を活用する事業となります。

資料の84ページをお願いいたします。

2段目の水とみどりの森づくり事業費でございます。

説明欄1の森林資源循環利用推進事業は、戦後造成してきた森林資源が利用期を迎え、主伐面積が増加をする中で、持続的な森林経営が行われるよう、伐採後の再造林を推進するための事業でございます。

具体的には、植栽への助成のほか、下刈り

への助成を拡充するとともに、初期成長にすぐれ、下刈り作業の省力化などにつながると期待される杉のエリートツリーの実証展示林を県有林に新たに設置し、県内への普及を図る取り組みを主な内容としております。

85ページをお願いいたします。

最下段の林業普及指導費でございますが、説明欄1の林業成長産業化地域創出モデル事業につきましては、昨年の5月に国から地域指定をいただきました奥球磨地域における林業の活性化に向けた取り組みをソフト面で支援する事業でございます。

1枚めくっていただきまして、86ページの説明欄2の事業、伐木プロフェッショナル魅力発信事業につきましては、実際に山で働く若手の林業従事者にチェーンソーを使った伐採ですとか枝払いなどを県内のイベント等において格好よく実演をしてもらいまして、林業の魅力を発信しようとする事業でございます。4月に開校いたしますくまもと林業大学校を目指す若い人材を掘り起こすとともに、林業担い手の確保につなげることも意図した事業でございます。

説明欄の3、森林資源を活用した山村活性化チャレンジ支援事業につきましては、山村地域で森林資源を活用した取り組みを展開しようとする意欲的な方々を支援しようとする事業でございます。

例えば、近年、林業界におきましては、熊本県は成長の早い樹種でありますセンダンの造林地の先進地として注目をされております。産地化に向けて取り組もうとしている団体がございます。例えば、このようなチャレンジの芽を育てるための事業として御提案をさせていただいております。

資料87ページをお願いいたします。

最下段の造林事業費でございますが、説明欄1の森林環境保全整備事業は、植栽、下刈り、間伐などの一連の造林事業に助成するものでございます。

説明欄2の主伐・植栽一貫作業システム支援事業は、森林の伐採いわゆる主伐の際に使用する大型機械をそのまま枝葉の整理ですとか苗木の運搬等に活用することで、植栽作業の効率化やコスト削減を図るための事業でございます。

1枚めくっていただきまして、88ページの説明欄の3、林建・異業種連携森林整備促進事業は、林業事業体等が建設業者やその他の異業種の方々と連携をして、森林整備や路網整備を実施する取り組みを支援するものでございます。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

新たな取り組みなど、主なものについて御説明いたします。

資料の92ページをお願いいたします。

まず、最下段の林業労働力対策事業費でございます。喫緊の課題となっております林業担い手の確保、育成を図るものです。

説明欄1のくまもと林業大学校人財づくり事業は、4月に林業大学校を開校し、次世代をリードする幅広い林業担い手や林業経営者の育成を図りますが、その運営等に要する経費を計上しております。

ちなみに、林業大学校のメインとなります1年間の長期課程は、20名の定員でスタートする予定でございます。委員の皆様には、PR等大変お世話になり、心より感謝申し上げます。

93ページをお願いいたします。

説明欄3、意欲と能力のある林業経営者育成推進事業は、4月から始まる新たな森林管理システムにより、新たに発生する森林整備の受託者として、その意欲と能力のある経営者を育成するものでございます。内容は、森林整備や木材生産の増加につながる機械導入

等に対する助成でございます。

その下、4、地域の森を育てる担い手育成支援事業は、森林所有者が新たに自伐林家になるための働きかけを行う林業研究グループに、指導に要する機械導入等を助成するものでございます。

94ページをお願いいたします。

3段目の県産木材需要拡大対策費でございます。利用期に達した木材の活用を進めてまいります。

1のくまもとの木を活かす木造住宅等推進事業は、木造住宅等建築に柱や板材を提供するものですが、来年度から木材が見える形で使われるように、補助対象者を建築主から工務店に変更して実施してまいります。

次の2、くまもと地域材利用拡大推進事業は、住宅をつくる際、県民の皆様は地域材を利用した木造住宅を選択していただくために、現地見学会や木造住宅セミナー等を行う地域住宅生産者グループに助成するものでございます。

95ページをお願いいたします。

4、くまもとの木材グローバルセールス支援事業は、県産木材の輸出に向けた取り組みでございます。毎年、丸太を中心に順調に伸びてはおりますが、今後は、特に、付加価値の高い製材品の輸出を促進するため、和室をコンセプトとした県産材活用を提案するなど、販路開拓を進めてまいります。

最下段の林産物振興指導費でございます。

説明欄1の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業は、荒れた竹林を活用していこうという取り組みで、伐竹業者や竹林所有者等が行う竹林の整備や、竹を切るのに必要な機械導入のレンタル等に要する助成でございます。

96ページをお願いいたします。

最下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、説明欄1にありますように、木材を製材加工する施設や県産木材を活用した公共

施設等の整備に対する助成でございます。

97ページをお願いいたします。

林道費でございます。

森林整備や林業生産性の向上、山村の生活環境の改善等を図るための事業でございます。

2段目の林道事業費から、98ページの4段目、単県林道事業費にかけて、それぞれの説明欄にありますように、県営林道の開設や市町村営林道の開設、改良、舗装などを実施するものでございます。

最下段の過年林道災害復旧費につきましては、説明欄にありますように、平成29年度及び30年度に発生した林道災害の復旧を行うものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の100ページをお願いいたします。

最下段、水とみどりの森づくり事業費は、説明欄のとおり、1の水とみどりの森づくり推進事業として、さまざまな団体が実施する森づくり活動に対する補助でございます。

説明資料の101ページをお願いいたします。

1段目、説明欄の2の水とみどりの森づくり普及促進事業として、森林ボランティア団体への情報提供等の支援や人材育成、森林環境教育に要する経費でございます。

説明資料の102ページをお願いいたします。

2段目、治山事業費は、説明欄の1の治山事業と2の治山激甚災害対策特別緊急事業を計上しております。国の国土強靱化の予算枠も活用することとしております。特に、治山激甚災害対策特別緊急事業は、地震により発生した山地災害で、緊急かつ集中的に実施が

必要な治山事業です。

3段目、緊急治山事業費については、説明欄のとおり、山地災害箇所を緊急に復旧する災害関連事業でございます。現年発生 of 山地災害に備えて待ち受け予算をお願いするものでございます。

説明資料の103ページをお願いいたします。

1段目、単県治山事業費については、国土強靱化関連の地方財政措置を活用することとしており、その内訳として、説明欄の1の単県治山事業(県営事業)は、国庫補助の対象とならない治山施設の復旧や小規模な山地災害の復旧を行うもので、阿蘇市上廻畑地区ほか22カ所で実施いたします。

2の単県治山事業(市町村営事業)は、市町村が行う治山事業に対する助成で、天草市上六田地区ほか9カ所で実施いたします。

3の森林保全施設管理整備事業は、落石防護柵等の機能回復のための工事を行うもので、球磨村俣口地区ほか2カ所で実施いたします。

説明資料の104ページをお願いいたします。

2段目、保安林整備事業費です。

この事業は、説明欄のとおり、保安林の機能を維持、強化するための下刈りや本数調整伐等の森林整備を実施する事業で、球磨村伊弥平地区ほか62カ所で実施いたします。

最下段、みどり森林管理事業費です。

説明欄をごらんください。

1のみどり空間管理事業は、県の森林公園の管理費でございます。

説明資料の105ページをお願いいたします。

1段目の2の県民の森林づくり緊急整備事業は、立田山森林公園の施設整備に要する経費です。

3段目、過年治山災害復旧費については、過年発生 of 災害により被災した治山施設の復

旧を実施する事業で、水上村小麦尾地区ほか4カ所で実施いたします。

5段目、直轄災害復旧事業負担金については、地震により被災した治山施設のうち、国が代行して実施する災害復旧事業に対する負担金です。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

主な事業について御説明させていただきます。

107ページをお願いいたします。

下段の浅海増養殖振興事業費でございます。

説明欄1に、新規事業として、スマート養殖業技術開発事業をお願いしております。

これは、魚類養殖における労働の効率化や生産性の向上のため、ICTを活用した自動給餌機システム等の技術開発を行う取り組みに対し支援するものでございます。

また、次の説明欄2に、新規事業として、くまもと養殖業国際水準化促進事業をお願いしております。

これは、県産養殖水産物の国際競争力強化のため、国際的認証制度となるマリンエコラベルを取得する養殖業者及び漁協に対し支援をするものでございます。

108ページをお願いいたします。

同じく、浅海増養殖振興事業費の説明欄4に、「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業をお願いしております。

これは、クマモト・オイスターの種苗生産や養殖技術の向上とともに、新たな産業としての育成を図り、本県を代表する熊本ブランドとして確立を図るものでございます。

109ページをお願いいたします。

上段、水産物流通対策事業費の説明欄1に、新規事業として、EU向けくまもとの魚

輸出促進事業をお願いしております。

これは、ことしの2月に発効いたしました日・EU・EPAを契機に、EU向けに新たに輸出に取り組む漁協の加工施設の認定や販路開拓の取り組みを支援し、輸出促進を図るものでございます。

また、説明欄4に、新規事業として、漁業チャレンジ就業支援事業をお願いしております。

これは、新規漁業就業者の確保、育成に向けて、地域の仕組みづくりを支援するとともに、漁業就業者の定着に向けた支援を行うものでございます。

110ページをお願いいたします。

下段の漁場環境等対策事業費でございます。

説明欄3に、水産多面的機能発揮対策事業をお願いしております。

これは、水産業、漁村の活性化を図ることを目的として、漁業者等が行う藻場や干潟の環境や生態系保全など、水産業、漁村の多面的機能の発揮に資する活動の支援を行うものでございます。

111ページをお願いいたします。

上段、水産資源保護育成事業費の説明欄1に有明海・八代海再生事業をお願いしております。

これは、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増養殖技術開発を通じて、漁業の再生と生息環境の改善を行うものです。この事業で、来年度から、八代海で新たに市町や漁協と連携したアジアカエビやクルマエビなどエビ類の共同放流を加えて行うものでございます。

また、次の説明欄2に、さかながとれる豊かな海づくり事業をお願いしております。

これは、本県水産物の安定供給と漁業経営の収益性の向上を図るため、稚魚の共同放流等の実施に対する助成、資源管理型漁業と栽培漁業の推進を図るものでございます。

少し飛びますが、114ページをお願いいたします。

水産研究センター費をお願いしております。

説明欄2に、新規事業として、水産研究イノベーション加速化事業をお願いしております。

これは、資源管理につなげるため、タチウオに含まれる微量元素の分析による生態の解明を行うなど、産学官連携による研究開発に要する経費でございます。

また、次の説明欄3に、稼げる食用海藻高度化事業をお願いしております。これは、有用海藻類の増養殖研究に要する経費でございます。

115ページをお願いいたします。

説明欄12に、水産研究センター施設保全事業をお願いしております。

これは、水産研究センターの屋上防水工事など、施設保全計画に基づく施設の改修、保全に要する経費でございます。

116ページをお願いいたします。

説明欄15に、漁業調査船「ひのくに」代船建造事業をお願いしております。これは、老朽化した漁業調査船の代船を建造するものでございます。

なお、代船の建造が平成32年度に及ぶため、債務負担行為の追加をお願いしております。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の117ページをお願いいたします。

中段の水産環境整備事業費は、右側説明欄にありますとおり、覆砂等による干潟の底質改善や藻場の造成等に要する経費で、漁場の生産力の回復や生息場の環境改善を目的に、有明海東地区ほか2地区で施工を予定してお

ります。

最下段の漁港関係海岸保全事業費につきましては、主に堤防や護岸等の海岸保全施設の整備を行う事業で、右側説明欄1は、海岸施設の長寿命化計画を策定される市町に対する助成でございます。

118ページをお願いいたします。

上段、説明欄2の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費につきましては、災害により海岸に漂着した流木やごみ等の処理に要する経費でございます。

次に、単県漁港改良事業費は、右側説明欄1の単県漁港改良事業費と2の単県漁港漁場施設補修事業費は、国庫補助対象事業の対象とならない小規模で局部的な整備や補修を行う経費でございます。

119ページをお願いいたします。

中段の漁港管理費の右側説明欄2は、さきの11月議会で指定管理者の指定について御承認いただきました牛深漁港浄化施設の管理委託費でございます。

3の県管理漁港内放置船対策事業は、平成31年度の組みかえ新規事業で、近年増加しております放置船の発生を抑制するために、船舶所有者への自己責任による廃船処分及び適正な廃船処理方法の周知など、啓発活動を行うための経費でございます。

下段の漁港施設機能強化事業費につきましては、防波堤や岸壁等の改良及び機能診断等により漁港施設の機能強化を図るための経費でございまして、丸島漁港ほか3漁港を予定しております。

120ページをお願いいたします。

上段の漁村再生整備事業費につきましては、既存施設の有効活用等を図る観点から、漁港施設や生活環境の整備を行うために要する経費及び市町に対する助成でございまして、塩屋漁港ほか5漁港を予定しております。

2段目の漁港関係港整備事業費につつまし

ては、右側説明欄にあります水産物供給基盤機能保全事業におきまして、漁港施設の長寿命化対策工事による更新コストの平準化及び縮減を図るために要する経費で、熊本地区ほか9地区を予定しております。

下段の水産生産基盤整備事業費につきましては、説明欄1にありますように、浅海域における漁場、藻場、干潟、養殖場と当該漁場等に関連する漁港施設の整備を行うために要する経費で、御所浦漁港の整備を、また、2の市町に対する助成につきましては、天明漁港ほか1漁港を予定しております。

121ページをお願いいたします。

2段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費につきましては、台風や大雨等により海域へ流入する流木等の回収処分に要する経費でございますが、先ほど118ページで御説明した災害関連事業に採択されない流木等の回収処分費でございます。これまで水産振興課と当課において取り組んでおりました事業を31年度より一本化したものでございます。

最下段の現年漁港災害復旧費につきましては、県管理漁港及び漁場施設等で災害が発生した場合に災害復旧を図るために要する経費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の122ページをお願いいたします。

1件、条例の改正がございます。

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の制定でございます。

123ページの概要をごらんください。

2の条例改正の趣旨及び3の改正内容でございますとおり、農業保険法施行規則の施行に伴い、家畜保健衛生所に係る診療の使用料の額の算定根拠を改めることから、関係規定を整備するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料の124ページをお願いいたします。

議案第86号、熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものでございます。

内容につきましては、資料の127ページの概要をお願いいたします。

先ほど予算説明の中でも申し上げましたが、概要資料の2、条例制定の趣旨及び3の改正内容(1)にありますように、農業大学校に新たに研修交流館を設置することとしており、この設置に伴い、当該施設のうち、会議室、宿泊施設等の使用許可、使用料等に関する規定を整備する必要性が生じたため、条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○渡邊農村計画課長 農村計画課でございます。

資料128ページ、第87号議案、熊本県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

説明は、次の129ページでさせていただきます。

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、旧の独立行政法人緑資源機構でございます。

1の廃止前条例の概要にありますとおり、緑資源機構が廃止前に実施した農用地に関する事業、これは、南小国町、小国町で基幹農林道の整備等を実施いたしました阿蘇小国郷区域特定中山間保全整備事業のことでございます。これに伴います特別徴収金の額等を規

定する条例でございます。

特別徴収金とは、米印にありますとおり、事業により整備された農用地等を目的外用途に供した場合に徴収できるものでございます。

2の条例制定の趣旨にありますとおり、特別徴収金を徴収できる期間、8年間で終了をいたしまして、その期間に農用地を目的外用途に供した事案がないことを確認したため、今回、当条例を廃止するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の130ページをお願いいたします。

第88号議案、熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

132ページにその概要をまとめております。

林業研究指導所は、くまもと林業大学校の県北校の拠点となるなど、林業に関する研修機能を充実させた施設になることから、その名称を熊本県林業研究・研修センターに改めること、及び10月1日からの消費税率引き上げを踏まえ、試験設備の使用料の額を改定すること、この2つを内容とする条例でございます。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○中村亮彦委員 資料の57ページなんですけれども、新規就農者に関することで、説明欄の新しいところなんですけど、2番で親元就農や新規参入希望者に対する助成なんですけれども、研修専用ハウス、それから貸出ハウスの整備に関する助成ということになってはいるんですけれども、新規参入者におかれては、最初の初期投資というのが大変大きな壁になるというふうに思いますので、この助成、非常にいいことだと思います。熊本型ということですので、オリジナルな対策なんだろうというふうに思うんですけれども、この研修専用ハウスと貸出ハウスなんですけど、貸出ハウスというぐらいますから、一旦貸し出して、そして、いずれは恐らく撤去されるんだと思うんですけれども、これは、ある一定の期間を貸し出すというようなことを設けてらっしゃるのか、もしくはその経営がある程度軌道に乗った時点で引き上げるというふうなことで決めてあるのか。もし、その経営が軌道に乗ったということを判断してからということになるならば、何をもってその軌道に乗ったというふうに、どちらなのか、お聞きしたいと思うんです。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

2番の熊本型新規就農総合支援事業の中の新規の事業といたしまして、研修専用ハウス、それから貸出ハウスの整備等に対する助成を新たに始めることとしております。

研修専用ハウスにつきましては、今県内に17の認定研修機関がございます。この研修機関が、新たに農業に入ろうと思われる方々の研修を受け入れるに当たって、その受け入れ用のハウスが不足しているという声が研修機関からも届いております。その研修機関が受け入れるためのハウスを整備することで、多

くの希望される方が熊本で研修を受けて、そして熊本で就農につながるようにということで、施設整備を支援することとしております。

委員からお話がありました貸出ハウスにつきましても、認定研修機関が整備をして新規就農者に貸し出すという形をとるシステムとしております。この際の貸出期間につきましては、ハウスの耐用年数がある期間は貸し出しをしていくという形で考えておりまして、その後につきましては、借りている本人と貸し出しをしている認定研修機関の間で話をしまして、借りている方がそのまま使いたいとおっしゃるときは、そのまま継続して使えるようにすることで、経営の途中で引き上げるようなことにならないようにということで考えております。

以上です。

○中村亮彦委員 耐用年数が過ぎても本人が使えると判断すれば、そのハウスは使える、本人の専用のハウスとして使えるということでもいいですか。これは、あげたみたいなものにならないですか。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

利用に係る利用料を事前に徴収をしますもので、その利用料を全額払い終わった後ということでございます。整備に要した経費については、新規就農者の方から——県が2分の1補助しますので、残り2分の1分については、新規就農者の方に支払いをしていただくということを条件にしております。

○中村亮彦委員 2分の1ですね。はい、わかりました。だったらいいんですけども、これ貸出ハウスとなっていますので、何かそのところがですね。2分の1は負担するんですね。はい、いいです。

以上です。

○西岡勝成委員 57ページですけれども、私の質問にも知事も答えてもらって、熊本とつながる農業外国人材育成事業、これは熊本農大でやるんですか。どういうことでやるのか、内容をもうちょっと詳しく。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

3番の熊本とつながる農業外国人材育成事業につきましては、場所としましては、農業大学校に今建設をしております研修交流館が4月から使えるようになりますので、この研修交流館を主な場所として活用していきたいというふうに考えております。

それから、内容につきましては、新たに新在留資格で熊本に来られる外国人材の方々、ベトナムとか中国とか、その他の国からおいでになるかと思いますが、それぞれの国別に講座を設けまして、年間5回の講座をそれぞれの国の方々に実施をしていくということで考えております。

その内容につきましては、農業の基礎的な知識から作物別の栽培技術、それから土づくり、防除等について専門家から学習してもらうことで、それぞれの農業外国人の方のスキルがアップをして、みずからもっと学びたいとか、もっと話を聞きたいという方につきましては、その後もフォローアップをしていきたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 すると、生徒は休暇をとって、その研修生は来るという形になるんですかね。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

外国人材の方々が研修に来る際に休暇をとってこの研修会に来ることになるかにつつま

しては、それぞれ受け入れていらっしゃる方、農家の方々、窓口となっている農協の方々と打ち合わせをして取り組みをしたいとは考えております。まだ今から打ち合わせをさせていただくことにしております。

○西岡勝成委員 関連して。

これ、農のほうだけ今こうやってやられて、水も林も多分日本の技術というのをやっぱり学んで帰りたいという人が多いと思うんですね。そういう、ここに来て学べるということになると、熊本は選ばれる県になると思うんですけども、ほかの水とか、林は林業大学校もできるけれども、そういうのは考えてないんですかね。水とか。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

水産業につきましては、現時点として、ほとんどはまだ外国人実習制度のほうは活用はされておられません。

漁船漁業関係につきましては、今天草漁協のほうが受け入れ団体の許可の手续をされているというふうなところでございます。そういうふうなものが進んでいきましたら、私どもがどういう支援ができるのかということ、また引き続き考えていきたいと思っております。

また、養殖業につきましては、養殖の対象、この研修の対象となっているものが非常に限られているということで、具体的には、カキとホタテガイ養殖のみというふうな限定をされているというところから、現在、県内の養殖業も活用されてないという状況でございます。

これにつきましては、やはり魚類養殖、うちの県、魚類養殖が盛んでございますが、魚類養殖でも活用したいし、貢献をしたいというようなことで、本県の海水養殖漁協のほうから全国団体のほうに要望を上げられまし

て、その間口を広げてほしいということで今動きをされているところでございます。

それから、ノリ養殖業についても、やはり人手不足というふうなお話があっております。ただ、なかなか外国人のほうまでまだ具体的な話があっておりませんので、こちら辺については、県漁連あたりと意見をしっかりと交換をして、私たちに何ができるのかというものを考えていきたいと思っております。

農業と比べますと、かなりおくらしている部分ではございますけれども、一生懸命、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

林業における外国人材の受け入れ状況について御説明申し上げます。

まず、林業においては、技能実習生は今いらっしゃるという状況でございます。

それから、昨年ですけれども、事業体関係にアンケート調査をしております。そのときに、多くの事業体は人手不足ということで感じていらっしゃいます。ですけれども、積極的に外国人材を受け入れたいかということではないということで、それは受け入れたいということは思わないという答えでございました。理由といたしましては、林業が危険を伴うということで、コミュニケーションが特に重要だということと、また、一人前になるには時間が長くなるということとでなかなか難しいんじゃないかというような御意見もあっております。

それから、今委員おっしゃいましたように、日本人の担い手をまず確保するというところで、林業大学校が開校いたします。そこでしっかり新規就業者を確保していくということと、現在働いている方、全般含めてなんですけれども、労働安全の徹底とか適切な賃金の確保というのが、労働環境の改善ですね。

これに努めていくことが大事だと思っていますので、その辺頑張っていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 外国人にしろ、後継者にしろ、教育というのは非常に大事で、ぜひそういう機会を得ながら、ぼくとやっぱり水産業に来てもなかなか使い物になる話じゃないんですよ、なかなか。やっぱり基礎知識をちゃんと学んでから入ると全然違うと思うので、水産にしても、「熊本丸」は25億も幾らもかけてつくっている話でして、ああいうのをうまくいかに活用して、ぜひ——ぼくとやっぱり入っていくのはなかなか、水産なんて簡単に——農業よりも難しいと思います。板子一枚がもう地獄というようなところで仕事するわけですから、土曜も日曜もないし、天気で休みだったりするようなところですから、非常に就業しにくいところですので、その辺はやっぱりソフトランディングを、いろいろ教育をしながら進めていただき、ぜひ後継者ができるように、外国人にしても後継者にしてもよろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○磯田毅委員 95ページですけれども、特に県北の山林を見ると、非常に竹が繁茂して、木が押されぎみというところを見て心配したことがあるんですけれども、ここで食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業というのが新しく始まるということで、竹の有効利用があれば、自然と整備されてくるかと思いますが、ただ、輸入タケノコですね。多分中国から来るとは思いますけれども、その量と国産の割合ですね、自給というか。そういう中で非常に低いと私は思いますけれども、そういう竹の駆逐と、そして竹の活用ということを考えると、やはりこの事業は進めていくべきだと思うんですけれども、そこあたりの国

内のタケノコですね。輸入とかなんかはどれぐらいあるんですか。

○入口林業振興課長 済みません。今輸入量の数字がすぐ出てこないで、後から申し上げますけれども、おっしゃるように、ほとんど外国産だと思っております。ただ、タケノコの生産量につきましては、熊本県、全国第3位の生産量を誇っておりますので、今後は、この荒れた竹林も含めまして、そういった竹林の活用を促していきたいと思っております。後ほどちょっとお答えさせていただきます。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 77ページ、地域ぐるみの鳥獣対策ということで、パワーアップ事業が上がってますが、昨年度よりも当初予算ベースで増額になっているということで、中身ももう少し。といいますのは、これまでの農作物の被害についての金額でなかなかままならない地域もあるんですけれども、里のほうに鳥獣が、イノシシですけれども、地域によっておりてきて、その地域ぐるみでいろんな勉強会なりを最近やられたところもあるんです。学生、高校生、中学生まで入れて始められたということで、県のほうも何かオープンで参加していただいたということを聞いたんですけれども、具体的に、これに対するどういった支援を、予算ベースでもいいんですけれども、お考えであるのか、お聞かせいただければと思います。

○久保田むらづくり課長 全体的な予算としては、前回も御説明申し上げましたけれども、大きいところは、これは施設整備がかなり多く占めております。具体的には、防護柵とか電気柵とか、そういったものの整備。それと、県内で約5万頭近く今捕獲をされてい

るイノシシ、鹿の捕獲に対する補助金ですね。これが大半を占めています。しかしながら、予算ベースでいっても、そのハードと比べてソフトについても予算額は低うございませけれども、今委員からお話がありました周知徹底を図るというのも非常に重要なことでございます。

前回も申し上げました、宇土半島等において非常に増加の傾向ということでございますけれども、地域によって非常にいわゆる増加率というのが差があるというのが専門家の助言としていただいております。そこをやっていくためには、今特に進めておりますような強化月間ですね。こういったところを中心として、県内の各地にそういった餌づけストップの重要性といいますか、そこをさらに広げていくということが1点。それと専門家を招聘しているなどところで啓発をやってもらっていますけれども、やはり熊本の地域の特徴を知った、熊本独自のそういった鳥獣被害防止対策を指導する指導者を育成をしていくと、そういったところについても並行して進めていきたいと思ってございますし、具体的に申しますと、強化月間で設置をしましたマイスター集落の例えば育成であるとか、あるいはそういった指導をいたします「えづけばやめなん隊」のそういった隊員ですね。あるいはマスタークラスとして今指導に来られている方と匹敵するような、いわゆるビギナークラスじゃなくて指導者のレベルの高いほうですね。そちらのほうを目指して今後進めていきたいと思ってございます。

○西山宗孝委員 柵とかハンターによる対策とかいうことは、もう重々承知なんです、町部に近いところについては、そういった被害が出つつあるわけですね。私が今お尋ねしたいのは、後のほうの話であって、ぜひともそういった形で、餌づけをしてくれるなど言っても、農地でもないところなので非常に

厳しいこともありますので、そういったソフト策についても十分検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

もう1ついいですか。済みません。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○西山宗孝委員 これは別の話ですけども、国土強靱化の事業が、30年度の補正で、新年度も含めて3年間で、全国予算で7兆円規模でお話がありましたが、ここにもきょうありますように、今確認できる範囲での強靱化という項目は、説明お伺いしたんですけれども、どうも何か市町村の方々が、この強靱化についての理解といいますか、これからできるであろうその予算についての期待もあるところはあるんですけれども、そのあたりは県と少し市町村になると温度差があるのかなという感じがしてるんですが、どのように現状ではお考えか、お伺いしたいんですけれども。

○緒方勇二委員長 各課にまたがってますけれども……。

○西山宗孝委員 一番最初にお伺いした農林水産政策課のほうでもいいと思うんですけれども。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

防災・減災、国土強靱化につきましては、西山委員がおっしゃるように、3年間で7兆円の別枠の臨時特別の措置として国のほうが予算措置されております。平成31年度におきましても、1,207億円がこの防災・減災、国土強靱化分としての措置が行われてまして、新たに防災インフラの整備を推進するために、枠の確保以外にも地方財政措置ですね。

従来であれば、単県事業で地域防災計画を前提とした事業が対象としてたのを、さらに枠を拡大して、対象を拡大して緊急自然災害防止対策事業債という名前になっておりますが、新たに防災インフラの整備を推進するための起債あたりも整備されております。これは市町村も県も使えるはずだと思いますが、現時点において、県、市町村の差については、市町村独自の取り組みが新しく対象になったかは、ちょっと把握しておりませんので、別途ちょっと調べさせていただければと思います。

○西山宗孝委員 今おっしゃったところだと思うんですね。3年間といっても、30、31、32ですかね。

○千田農林水産政策課長 対象は、平成30年度の先日の2次補正ですね。それと31年度、32年度まで3カ年度にわたる対象期間となっております。

○西山宗孝委員 市町村のことは多分、十分把握されてないというような話ですけども、2次補正時点では、市町村の方、なかなか強靱化という意識はあんまり認識がなかったような感じがするんですが、いよいよ30、31に向けて、そういった予算もできましようし、従来の予算に加えての話だろうから、まあいい機会であるので、市町村は市町村でという話になることもありましようけれども、よく県のほうからいろんな情報なりお話をいただければと思っておるんですけども、高めていただきたいということ。

○千田農林水産政策課長 委員おっしゃるとおりに、農林水産部の事業におきましても、市町村と連携している取り組みはもちろございますし、また、県庁内、市町村課もございますので、新しい財政措置につきまして

は、十分情報交換しながら、積極的に枠の確保については取り組んでいきたいと思えます。

○西山宗孝委員 お願いします。

○吉永和世委員 報告といいましょうか、きのう地元JAの方とお話する場があつて、ハウスの補強事業、これはすごく好評でございましたので、御報告したいと思います。

それと質問ですが、せっかくなので、林業大学校、4月からスタートということでございまして、大変林業関係者からも注目を集めていると思いますし、期待をされていることだと思うんですが、今後の流れ、開校までの流れと、開校後も1年で修了するのでしょうか、入学されるのが20名定員で、どういう方々が入ってこられるのかというのがちょっと知りたいなと思ひまして、ぜひお願いしたいと思います。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

林業大学校、今合格者は20名出しまして、入校希望というか、最終確認を今やっております。それで、4月12日に入校式をやりたいということで今計画を進めているところでございます。

それから、合格者20名の状況でございますけれども、まず、年代から申し上げますと、10代が6名、20代が4名、30代が3名、40代が7名でございます。10代全て新卒、高卒者でございまして、林業関係高校から2名と普通高校から4名いただいております。

それから、県内外別に申し上げますと、県内が15名、県外が5名ということでございます。県外の方につきましては、Iターン者が3名、Uターン者が2名でございます。

それから、男女別に申し上げますと、男性が19名、女性が1名でございます。

それから、受講希望地で申し上げますと、県北校が13名、県南校が7名となっております。

以上でございます。

○吉永和世委員 県外からも来ているというのに非常にびっくりしたんですけれども、大変いいことかなというふうには思います。これから入学されて1年実習されるわけでしょうけれども、要は、ここに求人が来ると思っているわけですか。

○入口林業振興課長 求人は、途中で、県といたしましても職業紹介ということでやりますけれども、今回、いろんな事業体のところに学校へ行ってくれという御案内に行ったんですけれども、やっぱり林業大学校を出たらもう引っ張りだこじゃないかなというような声をいただいておりますので、それに応えられるような研修をやっていきたいと考えております。

○吉永和世委員 求人が来ると思っているわけですか。

○入口林業振興課長 はい。

○吉永和世委員 それは、多分引っ張りだこになるんだろうなというふうに思うんですけれども、これは定員を今後ふやすということもあり得るというふうに思っているんですか。

○入口林業振興課長 1年やってみて、あと規模感もあるんですが、どうしても現場での実習とかいろいろ危険も伴うものですから、教える側も要りますので、どこが適正かというのがありますので、十分検討させていただきたいと思っております。

○吉永和世委員 外国人活用というのは、林業の関係者は余り検討していないということでございますので、この林業大学校の果たす役割というのは非常に大事な部分があるのかなというふうに思いますので、ぜひ今後とも頑張っていただければと思います。

○入口林業振興課長 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○磯田毅委員 2点ちょっとお尋ねします。

40ページの露地野菜の生産拡大対策事業。

ことは、重量物の露地野菜が非常に安くて、今もまだ安値が続いているかと思えますけれども、私の近所でもトラクターの餌になったキャベツや白菜があったんですけれども、こういった、特に今の寒い冬から春に変わっていく端境期に出荷調整できるような冷蔵庫ですね。そういったものについての要望とかいうのは上がっているかということと、そしてそういった検討はしているのかというのが1つですね。

もう一つは、これは水産のほうですけれども、109ページのEU向けのくまもとの魚輸出ですね。一体どんな様子なのか、ちょっとお聞きしたくて質問しました。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

露地野菜の振興につきましては、委員がおっしゃりますように、機械の導入あたりを中心に進めてまいりましたが、近年、委員のお話にありますように、出荷の調整というのも非常に重要な要素になってきておりますので、今現在、地元のJA、それから関係者集まりまして、施設の整備のあり方、それから規模感、いつの時期に実施するのかというのを検討されておりまして、早ければ来年度あ

たりに出せればというふうなことは聞いておりますけれども、今検討中という段階と聞いております。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

E Uの輸出についてでございますが、現在、水産物の輸出が、私どもが調べておる中では、全体ですけれども、24億ほどございますが、そのうちE Uへ輸出しておるものは3,800万ほどでございます。わずかではございます。

E Uにつきましては、事前の国の登録が必要ということで、まず、登録施設になることが必要でございます。これは、全国に60カ所程度しかございません。現在、うちの県で1カ所あるということで、そこから輸出をされているというところでございます。

今回想定しておりますのが、海水養殖漁協、養殖関係の組合員になりますけれども、そちらのほうで、ぜひヨーロッパに売り込みを——このチャンスにつなげたいということで、取り組みをされるということで支援をするものでございますが、現在は、ブリについては18%から15%、それから、マダイについては15%の関税がかかっております。これが今回のことで即時撤廃ということになりますので、ぜひともそのチャンスをものにしたいということでございます。そのために施設を少しグレードアップさせまして、また、販路拡大するというところで商談を進めるというふうなことの支援内容でございます。当初は、イタリア、イギリスあたりを目標に、初年度はできれば3,000万ぐらいの輸出はしたいと、つなげたいというふうな意気込みで来年度取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○磯田毅委員 将来性が見込めるというところでですね。

さっき露地野菜のことですけれども、どれぐらいの規模になるかとかいうのは、これは非常に難しいと思いますし、特に、ブロッコリーとかカリフラワーですね。こういった花類についての調整は非常に私は難しいと思うんです。やっぱり白菜とかキャベツの重量物を中心としたものになるかなと、そう思っているんですけれども、ことしの異常な安値からすると、やっぱりこれは早目に対策をとったほうが私はいいかんと思っておりますし、もう一つついでに言えば、さっき強靱化でハウスの補強というのが非常に好評ということ、その中で、実は老朽化が進んでさびが来て部分的に弱っているところの補強とか、例えば塗料とか、さびどめとかなんか、そういったものも含むんですかね、この強靱化というのは。

○大島農産園芸課長 資料でいいますと、37ページに、委員お話のありました農業用ハウス強靱化緊急対策事業、これは国費を使っている事業でございます。こちらについては、現存の部材の入れかえ、それから補修的なものは対象となっております。新しく横のはりとか柱を追加して建てることで補強するものになります。

そのほかに、私ども、単県事業のほうで、ページでいいますと、40ページの一番上に攻めの園芸生産対策事業とございます。こちらにつきましては、2行目のところに気象災害に負けない産地づくりとございまして、この部分では、機能強化を図りながら、現存のところを改修していくものについては幾分対象になる部分も——ただ塗るだけというのはちょっとなかなか難しいですけれども、非常に強度を高めるというような形での機能向上を図りながら部材を入れかえるものは可能と考えております。両方御利用いただければ、ただ……。

○磯田毅委員 私、ハウスのプロですから、よくわかりますけれども、ただ、基礎的な部材が弱いのにいろんな補助パイプみたいなものを入れても、もともと耐候性がないわけですから本当に非常に難しいと思いますし、金額的にも少ないなと思った——納得がいきました。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員のほうからお話がありましたように、どんなに補強してもなかなか強度が上がらないようなハウスにつきましては、資料でいいますと、43ページ、上段のところ、右側の説明欄に強い農業づくり支援事業、それから2番目に産地パワーアップ事業がございます。こちらの事業の中で耐風性の高いハウスの整備自体、いわゆる建てかえを含めて、新設、この事業で対象になっておりますので、こちらのほうでの建てかえ、それから現存の施設の補強につきましては、先ほど説明した37ページのこの強靱化、この両方を使い分けながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○磯田毅委員 ことしのトマトは非常に安値が続いて、多分新しくハウスリース事業でハウスを増設したいという意欲はずっと今なえてる状況だと思いますので、補強とかこういった事業はこれから先もっと重要になるかと思えます。やはり収益性が今非常に落ちてるわけですから、コストを下げるといった意味では、新しくハウスリースでつくるんじゃなくて、今持っているやつの補強、こういったものはもっと需要はふえてくると思いますので、もっともっとこれは強化していただきたいと思います。

○西岡勝成委員 44ページなんですけれども、私は、何年前かに、中山間地の農業後継

者は非常につくりにくいし、土地も集約化しにくいし、営農的にも難しいということで、JAが参画すべきじゃないかという質問をして、知事もそれには答えてもらったと思っているんですけど、今JAそのものが農業参画をしている地域はどのぐらいあるんですか。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今現在、JAのほうで農業参入規程を設けて直接農業経営に参入しているJAとしましては、JAあしきた、これはイチゴを主体とした経営でございます。それから、JA鹿本、こちらはナス、トマト、スイカなどを経営されております。それから、先生の御地元でありますJAあまくさ、こちらはミニトマトを主体とした経営、この3JAが正式な手続を経てJA農業経営に参入されておられます。

○西岡勝成委員 その経営状況といいますか、内容的にはいかがなものですか。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

JAそのものが、今まで農業経営をされたことがないということもあります。それから、JAの職員の就業規則上、いわゆる時間外が発生したり休暇が発生したりということがありまして、労務管理の面で非常に苦戦をされております。そういったこともありますので、この44ページの説明欄6のマル新、営農システムの構築と書いてあるところが、いわゆる中小企業診断士ですとか、そういう経営的な専門家の人に少しアドバイスをいただきながら経営を安定させ、さらには中山間地ではなかなか1つの品目では経営が成り立ちにくうございますので、複合品目で経営を安定していただくという、その次のステップに

移っていただく御支援をさせていただければということで、新たなメニューとして予算措置をしたところでございます。ソフト事業です。

○西岡勝成委員 農協であれ営利組織ですからね、できぬやつを長くはできぬでしょうから、やっぱりもうかる仕事じゃないと。私は、薬草あたりも天草じゃある意味おもしろいし、要するに、高収益というものを考えて、農作業あたりもいろいろ考えて、そういうこと、熊大あたりも非常に地域でそういう取り組みをやってますし、薬学部あたりが。ぜひ薬用植物等、ミシマサイコ、人吉の、あの辺が経営体がどうなのか、私もはっきりわかりませんが、ああいう土地に合った薬草あたりもJAが取り組むのにはおもしろいんじゃないかと思えますけれども、いろいろ知恵を出して——やっぱり農地がなくなるというのは非常に大変なことですから、いろいろ2次的なものが、弊害が出てきますので、ぜひJAでここはもう頑張ってもらわんといかぬ部分がありますので、知恵を出して、もうかる何か、小さな畑でもやれる作物を探して、ぜひ頑張ってもらえるようにお願いします。

○緒方勇二委員長 要望ですね。

ほかにはありませんか。

○吉永和世委員 放流事業について、私は個人的に大変期待をしてますし、一番効果のあるものなのかなと思っていますけれども、対前年比で比較したときに、どれぐらいアップしている、そこら辺はどうなんでしょう。

○緒方勇二委員長 放流ということは、水産……。

○山田水産振興課長 水産振興課でございま

す。

種苗の放流につきましては、基本的には、市町村それから漁協さんと栽培漁業地域展開協議会というものをつくりまして、毎年計画的に放流を行っているところでございます。また、そのほかにも単独で漁協あたりがまかれるというふうなものもございます。

また、今回提案をさせていただいております八代海のほうは、ばらばらにやっていたものを、エビ類についてなんですけれども、今後一緒にやろうじゃないかというふうな動きに努めているところでございます。数量的にいきますと、30年度の実績、31年度もほぼ同じ程度のものを予定いたしております。ただ、先ほど御説明いたしましたエビ類については、共同放流をやろうというような動きでございますので、今まで300万尾程度をやられていたものを550万尾ぐらいまで引き上げたいというふうなことで来年度は取り組む予定といたしております。

数字を具体的によろしいですか。

（「言ってください」と呼ぶ者あり）

○山田水産振興課長 具体的にいきますと、例えば、マダイであれば96万尾、それからヒラメにつきましては63万尾、イサキについては25万尾、カサゴについては8万尾、それからガザミについては212万尾、それからクルマエビにつきましては、これは有明海のほうですけれども、664万尾程度を計画をしているというところでございます。

○吉永和世委員 ありがとうございます。

減額になっとったら悲しいなと思って聞いたんですけれども、同程度ということで安心しました。でも、非常に効果のあるものだと思っているので、できれば、今後もちよっとふやすような形でまた検討いただければなというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 3ページなんですけれども、これもまた新で、説明欄の県内開催国際スポーツ大会地域食材等PR事業ということで計上されてますけれども、ことしは国際スポーツ大会の年でありまして、海外から、それから県外から、大変多くの方がこの地域、熊本県に入られて、いろんなスポーツを、もちろん目的はスポーツ観戦でありますけれども、そこに熊本でできた農産物、畜産物、水産物、これを紹介しPRをされるということは大変いいことだと思いますので、どんどんやってほしいというふうに思うんですけれども、問題は、その先でありまして、できれば、このPRしたことによって、営農家の方々の例えば販路の拡大であったりとか、ひいては所得向上、このようなものに結びつくようなことがあれば、もし想定されているようなことがあれば、それをお聞きしたいのと、もう一つは、これはJA等の農業団体と連携されるんでしょうか。

以上2点をお聞きしたいと思うんですが。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員の御指摘にありました3ページの事業につきましては、この事業自体につきましては、大きく2本立てにしておりまして、1点が、ファンゾーンのにぎわいづくり支援ということで、特に八代地域と鹿本地域です。来年度の国際スポーツ大会では、特に女子ハンドボール世界選手権につきまして、八代、鹿本の会場で、特に、にぎわいづくりのために農林水産関係のブースを出展するイメージで考えている部分が1つ、もう一点が、各地域振興局単位で、主体的にこうしたファンゾーン、こちらはラグビーのほうも含みますけれども、ファンゾーンに主体的にかかわっていただいて、農林水産物のPRを行っていた

きたいという事業がこちらになっております。

また、委員がお尋ねになりました販路拡大等につなげられるようにというお話につきましては、こちらの農林水産政策課の事業以外にも各課で事業を講じておりまして、特に意識しておりますのは、オリ・パラに向けて、それぞれ農林水産物のGAPですとか、国際認証取得に向けた取り組みを行っているところです。

また、あわせて、これは通常からの取り組みでもありますけれども、GIですね。もしくは地域団体商標登録ですとか、そういったブランド価値を高める取り組みもあわせて行っているところでして、いずれにせよ、こうした国際スポーツ大会等のイベントをきっかけに多くの県内外の方に接してもらうことによって、販路拡大もしくはPRにつなげていきたいというふうに考えております。

また、JA等の参画につきましても、もちろん各地域におきましては、JAと地元の農林水産関係団体と一緒にした取り組みを想定しておりますし、既にファンゾーン、特にラグビー関係のファンゾーンについても設けられる予定になっておりますが、既に農業関係団体等にも声かけを行っておりまして、出展の意思等の確認も照会しているところです。委員御指摘のとおり、一緒に連携して取り組んでいきたいと考えております。

○中村亮彦委員 そもそもこのスポーツ大会に来られる方々は、海外の方々、県外の方々もそうですけれども、目的はスポーツ観戦ということでありまして、また、それに加えて観光であったりとか、もうちょっと掘っていきますと、その地域の伝統や文化、またはその地域の特産物を見るというふうな目的もあるんだというふうに思うんですけれども、もちろん、農産物や水産物を見にくる、例えばバイヤーの方々ですね、こういう方々が来ら

れるわけじゃないわけだから、全国的に展開する販路の開拓ということには直接はつながらないかというふうには思うんですけども、やっぱりいろんな方が、特に外国の方々が、農産物、水産物、また、それにかかわる加工品ですね、こういうものに味を親しんだり、慣れたり、あるいは日本を知っていただくことによって、その次に開催される東京オリパラあたりにでも、先ほどお答えにもあったように、そういうことにも、この熊本のそういう産物が紹介される、あるいは使われるということになると、大変夢が広がる話だというふうに思いますので、先ほど言いましたように、やっぱりJAの方々におかれましては、本当にその地域の特産物をよく理解をされておりますし、また、加工についてもいろんな技術を習得されているというふうに思うので、その辺のところは協力し合ってやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 要望でいいですね。

ほかにございませんか。

○山田水産振興課長 済みません、水産政策課でございます。

先ほど吉永委員のほうから御質問がありました放流の件でございますが、ちょっと説明が不足しておりまして、資料111ページをごらんください。

上段の水産資源保護育成事業費でございますが、こちらが先ほど申しあげました放流関係の費用を含んだところでございます。予算的に申しあげましても543万円余り増加をいたしております。これは、八代海のエビの共同放流事業等に新たに取り組むというふうな部分で、済みません、予算のほうもふえてるところでございますので、申しわけございません。

以上でございます。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

先ほど磯田委員からタケノコの輸入割合についてお尋ねがありました。お答えさせていただきます。

平成29年度の輸入量でございますが、17万2,000トンでございます。消費量が19万6,000トンございまして、輸入割合は88%となっております。県内の生産量ですけれども、3,700トンでございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで付託議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第48号、第57号、第58号及び第85号から第88号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第48号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを

御一任いただきました平成30年度農林水産常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会として9項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなっていますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。この案でよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、済みません、私から1つだけお願いいたします。

スマート農業、あるいはいろんなスマート

林業とかございますけれども、近代農業の黎明期において、特に担い手の育成、新規就農者も増大してきたというふうに感じておりますが、今後さらに推し進めるときに担い手や新規就農者をきちんと確保していく、認定農業者の1万人を常に確保していくんだという取り組みに対しては敬意を払うところでありますが、今後、スマート農業、スマート林業、スマート水産業もそうでしょうが、農業関係にぜひスマート関係を特段の配慮をもって入れるべきだと。そのことによって、入学者も随分減ってきましたけれども、高校生が、特にスマート農業なんかの展開をする場合は、メーカーとデモとかいろんなことをしていただきますけれども、そういう学校の水田とか畑地で展開していただければ、子供たちが目をきらきらとするんじゃないかなというふうに思いますので、特にドローンとかは高校生のほうが覚えは早いだろうと思いますので、ぜひその辺を要望させていただきます。よろしくお願いします。

ほかにはありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が1件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会します。

午後0時16分閉会

○緒方勇二委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日5名出席されております。

5名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、1人ずつ、一

言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

最初に、西森農村振興局長から順にお願いいたします。

（農村振興局長、森林局長～技術管理課長の順に挨拶）

○緒方勇二委員長 皆さん、お疲れさまでございました。

次に、議会のおもしろと言うてもおかしくないような、この委員会で西岡委員も勇退されますので、西岡委員のほうからも一言御挨拶を賜ればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○西岡勝成委員 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

私も、昭和57年の2月1日に補欠選挙で初当選以来、37年と今2カ月近くになるわけですが、農林水産常任委員会の視察先で突然脳幹梗塞に襲われまして、まあ、おかげさまで、手足に不自由なく、ほとんど後遺症もなくこうやって元気におるんですけれども、もう病気しましたときは非常にショックで、早目にこれは進退を決めないと、牛深の選挙事情から非常に後継をつくるのは難しいという一念で、もう今年の3月に勇退することを決意をいたしました。

37年間振り返ってみますと、多分6割以上は農水関係といえますか、まず、経済委員会におりまして、当時、経済委員会は、商工観光労働部と林務水産部を担当してましたので、経済委員会の委員長を3回仰せつかりました。その後、水俣病関係で厚生常任委員会が長かったんですけれども、本当に何もわからぬ私をいろいろ、先輩議員初め、執行部の皆さん方からいろいろなことを学ばせていただいて、あらゆる角度からいろいろな質問を受けても答えられる、世の中広くなったといえますか、私は、大学卒業してそのまま水産の仕事に入ったものですから、世の中を見る

目が狭かったんですけれども、非常に政治家というのはあらゆる角度から物を見ることを教えていただいて、本当にありがたく感じております。

あと、まだ73歳ですので、100まで生きてびんぴんころりで逝こうというのが私の次のステージの目標でございますので、農業で学んだ薬草を自分で育てながら、証明になって頑張っていきたいと思います。まだ元気でおりますので、どうかひとつ、いろいろな場面でお会いできましたら、今後とも声かけていただいて、おつき合いいただきますようお願い申し上げたいと思います。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○緒方勇二委員長 お疲れさまでございました。

なお、ことし最後の委員会でございまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、松村副委員長を初め、委員の先生方の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、各委員におかれましては、県政の抱える重要な諸課題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、福島部長を初め、執行部の皆様方におかれましては、終始丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきましたが、この3月をもって勇退される皆様方におかれましては、長い間県政に携わっていただき、まことに御苦労さまでございました。御勇退後も、ぜひ県民の一人として、今日まで培われた知識と経験をもとに、新たな場所で御活躍をお祈り申し上げます。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

次に、松村副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○松村秀逸副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

まずは、長年お勤めいただいた執行部の皆さん、退職の皆さん方、大変御苦労さまでした。そしてまた、御勇退される西岡先生も大変御苦労さまでした。

この1年間、緒方委員長のもとで、委員会運営に努めさせていただきまして、その間、委員の皆さん方には、御指導、御鞭撻、また、執行部の皆さん方には、大変丁寧な御指導、真摯に対応していただき、大変ありがとうございました。

本県におきましては、まだまだ厳しい、また、EPAとTPP11等で農業者の皆さん大変だと思いますが、そういうものに対して、今後とも皆さんとともに、県政あるいは農林水産の発展のため、しっかりと頑張っていたき、本県がさらに発展しますよう御祈念申し上げます。御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○緒方勇二委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後0時25分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長